

(公財) 滋賀県農林漁業担い手育成基金の概要

平成 28 年 7 月

1. 法人の名称 公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金
法人設立：昭和 57 年 3 月 10 日
開始年度：昭和 56 年度
その他：・平成 19 年 4 月 1 日付で、平成 19 年 3 月 31 日付で解散した財団法人滋賀県農地協会の財産と業務を引き継いだ。
・平成 20 年 12 月 1 日から施行された「公益法人制度改革三法」に基づき、平成 24 年 4 月 1 日付で、財団法人滋賀県農林漁業後継者特別対策基金から「公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金」へと移行した。

2. 事務局等 所在地：〒520-0807 大津市松本一丁目 2-20
滋賀県農業教育情報センター 2 階
TEL：077-523-5505 FAX：077-524-0245
E-mail：shiganou@sepia.ocn.ne.jp

3. 設立の目的 滋賀県において農林漁業に従事しようとし、または従事している青年等の研修および仲間づくり活動等への援助を通じ、将来、地域や農林漁業を担う優れた人材の確保育成を図るとともに、農用地の利用の効率化および高度化と農業構造の改善を推進し、もって本県農林漁業の振興に寄与する。

4. 財 産

(単位：千円)

	財産種別	合計額	内 訳
(公財) 滋賀県農林漁業担い手育成基金	基本財産	502,000	県 250,000
			市町 100,000
			農業団体 130,000
			林業団体 10,000
			漁業団体 10,000
			農業会議 500
			農業共済組合 500
			県 1,000 ※

※ については財団法人滋賀県農地協会の解散に伴い引き継いだ財産。

5. 事 業

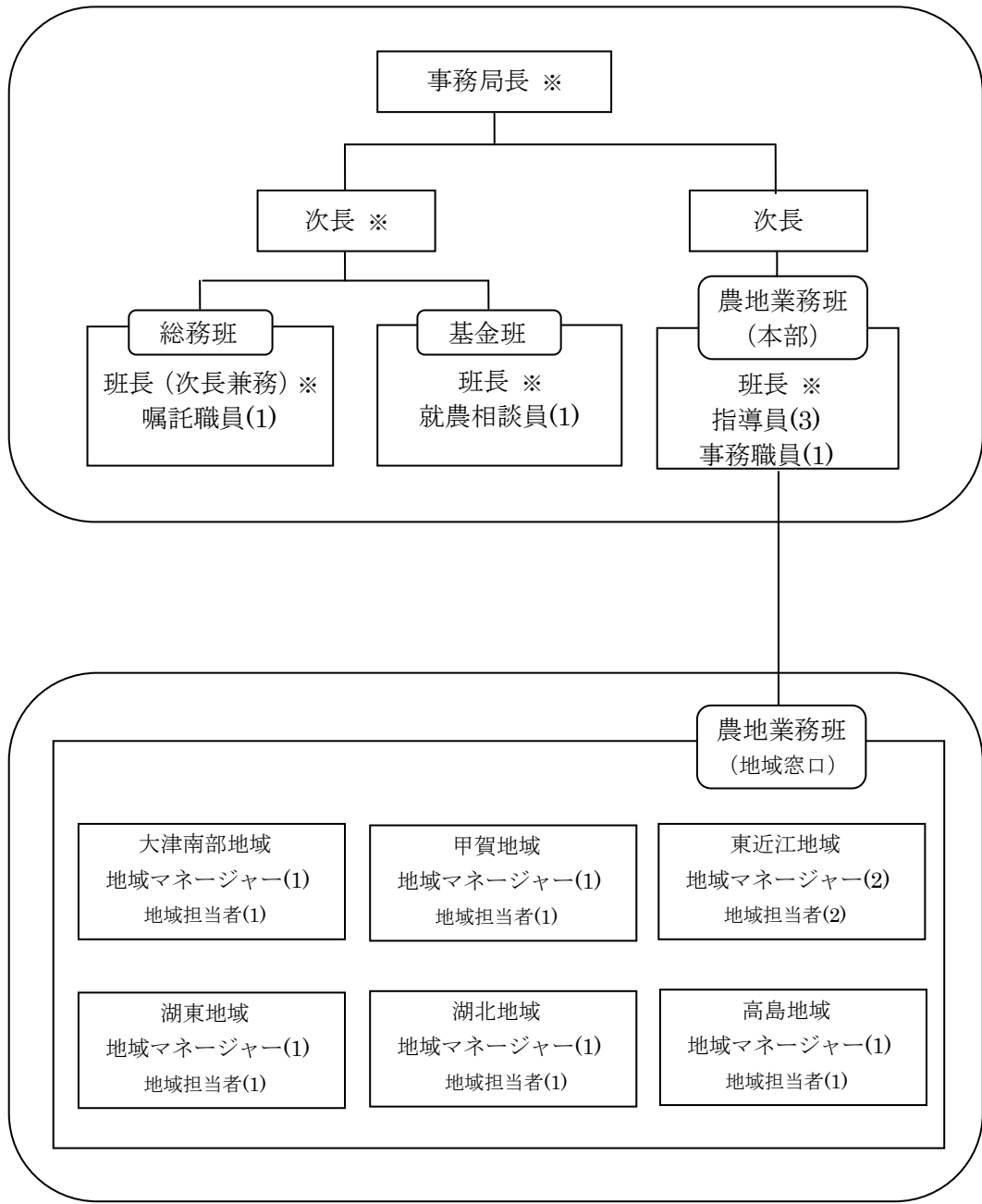
- (1) 農林漁業体験交流PR事業 (※1 基金事業)
- (2) 相談会開催事業 (基金事業)
- (3) 後継者等組織活動推進事業 (基金事業)
- (4) 結婚相談員認証制度事業 (基金事業)
- (5) 経営改善研究活動奨励事業 (基金事業)
- (6) 経営改善共同活動奨励事業 (基金事業)
- (7) 青年農業者等育成センター関係事業 (※2 補助金事業)
- (8) 農地中間管理事業 (※3 補助金事業)
- (9) 農地保有合理化事業

※1 基本財産運用益による事業

※2 青年農業者等育成センター運営費補助 (県単 10/10) による事業

※3 農地中間管理機構事業費補助 (国、県) による事業

(事務局)



※ は滋賀県農業会議職員と兼務